

第36回 総会 議事録

開催日時 令和2年6月29日(月曜日) 午後1時30分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

(農業委員)

1番 山本 康信	2番 錦野 伸策	3番 竹内 信行	4番 原 一喜
6番 栗本 謙二	7番 矢三 明子	8番 谷崎 賢二	9番 湯浅 友子
10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 大栗 栄信	13番 田川 貴之
14番 船越 康博	15番 川瀬 益栄	16番 丸本 公一	17番 川寄 須美子
18番 青木 正廣	19番 高井 トミエ		

(農業委員の欠席者)

5番 金西 章

(農地利用最適化推進委員)

1区 庄野 博美	3区 日下 正治	4区 松浦 義博	5区 辻 義徳
5区 宮田 芳和	6区 山田 卓志	6区 橋本 春男	7区 高岡 茂樹
7区 黒田 敬司	8区 内多 泰美	9区 吉積 幸二	9区 岡崎 勢一
10区 宮城 仁	10区 森 博之		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

2区 三ツ本 善則 3区 椋本 明治

(事務局の出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第3号 農地移動適正化斡旋について

議案外

- 報告第1号 農地法第18条第6号の規定による届出について

総会開始時間 午後 1時 30分

議長

それでは、ただいまより、小松島市農業委員会 第36回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、9番 湯浅 委員 と 19番 高井 委員をご指名いたします。
よろしく願いいたします。なお、5番 金西委員より欠席の届出がありました。
在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の 2 ページをお開きください。

申請件数は、5件、18筆です。

- ◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲渡人住所、氏名、譲受人住所、氏名、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長

事務局は、整理番号 1番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号1番は、労力不足による所有権移転の申請です。
申請地は、畑1筆、面積89㎡です。

譲渡人は市外在住のため農地を管理していくことが難しく、買い手を探していたところ、この農地の近隣に住む、農地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

担当の田川委員さんが所用のため遅れますので、補足について聞いておりますが、何ら問題ないので審議をお願いいたしますとのことでございました。よろしく願いいたします。

議長

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。
(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は、整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号2番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。
申請地は、田1筆、面積94㎡です。

譲渡人は相手方の要望により、この申請地の隣地を所有している譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
また、株式会社などの法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人の要件を満たす必要がありますが、譲受人は農地所有適格法人の要件を備えていることを提出書類により確認しております。

以上です。

議長

担当の 川崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。
17番 川崎委員。

17番 川崎委員

和田島町の川崎でございます。
堤防の下の畑、田んぼなんで、別に問題はないと思いますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。
引き続き、事務局は、整理番号3番及び4番の申請内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号3番及び4番は、労力不足による所有権移転の申請です。
申請地は、田2筆、合計面積514㎡です。

譲渡人は、高齢のため、農業経営の規模を縮小するために、買い手をさがしていたところ、〇〇支店の近くで農地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまりました。

前回、令和2年1月に、1筆、農地の半分だけを登記したので、このたびその残りの半分を買うこととなり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、株式会社などの法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人の要件を満たす必要がありますが、譲受人は農地所有適格法人の要件を備えていることを提出書類により確認しております。

なお、農地所有適格法人の要件につきましては、先ほど整理番号2番でご説明したとおりです。以上です。

議長

担当の高井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

19番 高井委員。

19番 高井委員

大林町の高井でございます。

何も問題ないと思いますのでよろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号3番及び4番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号3番及び4番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は、整理番号5番及び6番の申請内容を説明してください。

事務局（次長）

議案書3ページをお開きください。

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番及び6番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、田2筆、面積1,619㎡です。この土地につきましては、農地法第18条第6項の規定により、先日、合意解約の届出を受理しております案件でございます。

譲渡人は、農地を相続いたしました。が、市外または県外在住のため管理が厳しく、申請地を手放すことを検討していたところ、譲受人との間で話がまとまったため、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

この案件の担当は私でありますので、補足説明をさせていただきます。

この田んぼは小松島の〇〇〇〇〇の横にありまして、相続したときにようけの人間が相続してちょっとなかなか揉めていたとか問題があったんですけど、このたび〇〇町の〇〇さんに話をしてもらいまして、一軒が持てるようになったということでもありますので、何も問題ございませんので、よろしく願いいたします。

それでは、整理番号5番及び6番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号5番及び6番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は、整理番号7番から18番の申請内容を説明してください。

事務局（次長）

議案書4ページをお開きください。

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号7番から18番は、後継者への一括贈与による所有権移転の申請です。

申請地は、田2筆、面積839㎡、畑10筆 4,977.65㎡です。

後継人に農業経営を任せようということで、譲渡人と譲渡人の間で、一括贈与の話がまとまったため、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の田川委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

13番 田川委員。

13番 田川委員

楯湊町の田川です。

何も問題はないと思いますので、ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号7番から18番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号7番から18番については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の 5 ページをご覧ください。

議案第2号 「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、17 件、26 筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、権利を設定する者の住所、氏名、権利の設定を受ける者の住所、氏名、権利を設定する農用地を朗読

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

6ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第2号を可決いたします。

引き続き、議案第3号「農地移動適正化斡旋について」

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の 9 ページをお開きください。

議案第 3 号「農地移動適正化斡旋について」

申請総数は、1 件、1 筆です。

- ◆議案書にそって、斡旋する物件所在地番、地目、面積、所有者住所、氏名、申出年月日、受付番号を朗読

事務局（次長）

整理番号 1 番の申請内容について説明いたします。

斡旋に係る申出書一式並びに現地確認を行いました。すべて完備しておりました。

なお、所在位置図については、10 ページに記載してありますので、ご確認ください。

当市斡旋基準により斡旋を行いたいと思いますので、斡旋委員 2 名のご指名をお願いします。

議長

それでは、斡旋委員を私の方からご指名いたします。

整理番号 1 番については、8 番 谷崎 委員 と 9 番 湯浅 委員が、地元及び近隣の地区担当委員となりますので、斡旋委員に指名いたします。

ご異議ございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

それでは、議案第 3 号「農地移動適正化斡旋について」は、小松島市あっせん基準により斡旋を行いたいと思います。斡旋については、既に売買の相手方が決まっている場合や不動産業者などが介入している場合は斡旋の対象とはなりません。このことに注意しながら活動を進めてください。

また、事務局にて斡旋候補者名簿を作成しておりますので、事務局にご相談ください。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第 1 号 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の 11 ページをお開きください。

報告第 1 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』

届出件数 1 件、2 筆です。

- ◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人住所、氏名、賃借人住所、氏名、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

この件につきましては、先ほど議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について」で

審議された案件でございます。

農地法第3条賃借人、賃貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ありがとうございます。ただいま、事務局より議案外1件について報告がありました。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑なし、と認めます。よって、議案外についてを終わります。
以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第36回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

総会終了 午後 1 時 54 分

議事録署名委員

9番 湯浅 友子

19番 高井 トミエ